

自営業、農業の方

児童名 (生年月日)	(. .)	保育園名	保育園 在園・申込中
	(. .)		保育園 在園・申込中
	(. .)		保育園 在園・申込中
通勤時間※		時間 分	

※勤務先から園（または第一希望園）までの片道所要時間
※通勤時間を考慮し、保育利用時間（標準または短時間）の認定を行います

自 営 業 届

年 月 日

(宛先) 流山市長

所在地

自営業中心者 氏名

電話番号

下記のとおり自営業に従事しています。

氏名	住所：		
勤務先住所	自宅 ・ その他（		
勤務開始(予定)日	年 月 日 から 勤務 ・ 勤務予定		
業種	小売販売 ・ 飲食店 ・ 建築 ・ 不動産 ・ 生命保険 ・ サービス ・ 著作 ・ 芸術芸能 ・ その他（		
事業形態	・ 経営者 ・ 配偶者が経営者 ・ 親族が経営者 ・ 内職 ・ その他（		
会社の規模	従業員数 人（うち親族以外の従業員数 人）		
仕事内容	（具体的な仕事内容）		
勤務日数	1 か月 日	定休日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 不定休（ 週 ・ 月 日）
勤務時間	時 分 ～ 時 分 （ 勤務時間 時間 うち休憩時間 時間）		
直近 6 か月間の収入状況及び勤務日数	月分（ 日）	月分（ 日）	月分（ 日）
	円	円	円
	月分（ 日）	月分（ 日）	月分（ 日）
	円	円	円
税申告	・ 確定申告をする ・ 経営者から専従者給与がある ・ その他（		

●産休・育児に伴う休業の取得（予定）⇒ 有 ・ 無 ※有の場合は以下も記入

産前産後休暇期間	年 月 日 ～ 年 月
育児に伴う休業の取得（予定期間）	年 月 日 ～ 年 月

- ・ 時間当たりの平均収入が千葉県の定める最低賃金を下回る場合、求職者として利用調整の算定を行う場合があります。
 - ・ 記入内容が実際と異なる場合、保育園の内定取消または入園解除とします。
 - ・ 勤務予定で入園した場合、保育園入園後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）をご提出ください。
 - ・ 育児に伴う休業は、法に基づく育児休業期間に準じ、最長で子が2歳に達する前日まで取得することができます。
- ※裏面もご記入ください。

【一週間の就労状況】

	月	火	水	木	金	土
6:00						
7:00						
8:00						
9:00						
10:00						
11:00						
12:00						
13:00						
14:00						
15:00						
16:00						
17:00						
18:00						
19:00						
20:00						
21:00						

・スケジュールが固定でない方は、平均または直近の1週間のスケジュールを記入してください。

【自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）】

Ⅰグループ（収入の分かる書類）と、Ⅱグループ（会社やお店の運営を確認できる書類）の中から、それぞれ一枚ずつ、写しを添付してください。

※添付したものに、チェックをつけてください。

Ⅰ	収入の分かる書類 (直近6か月分を提出してください。復職予定で申し込む方は、産休前の6か月分を提出してください。開業期間が短く6か月分の提出ができない場合は、提出可能な月数分を提出してください。追加の月分の書類提出が可能となった際は、その都度ご提出が必要です。)
	☐ 給与明細書・報酬の記録 ☐ 売上台帳・売上の分かる通帳の写し
Ⅱ	会社やお店の運営を確認できる書類
	☐ 税務署に提出する個人事業の開業届 ☐ 営業許可書 ☐ 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ ☐ 事務所やお店の賃貸契約書

- ・勤務予定の場合は、勤務後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類(Ⅰ、Ⅱ)をご提出ください。
- ・ご提出がない場合は、客観的な勤務がないとみなし、就労とみなせません。

※表面もご記入ください。